

第 1 回特定非営利活動法人条例指定審議会議事録（要旨）

日時	令和6年8月22日（木）14：00～15：10
場所	大阪府立男女共同参画・青少年センター 3階 大会議室
出席者	<p>&lt;審議会委員・五十音順&gt;</p> <p>江淵委員（社会福祉法人大阪ボランティア協会 事務局次長）</p> <p>川中委員（龍谷大学社会学部 准教授）</p> <p>中 委員（税理士《近畿税理士会》）</p> <p>広田委員（(株)日本政策金融公庫 国民生活事業本部 大阪広域営業推進室 室長）</p> <p>松田委員（大阪学院大学商学部 准教授）</p> <p>&lt;大阪府&gt;</p> <p>三和課長・東野課長補佐・松本総括主査・鹿島主事</p>
議題	<p>(1) 申出 NPO 法人に関する審議について</p> <p>(2) 「4号指定制度」の広報について</p> <p>(3) その他</p>
<p>【議事要旨】</p> <p>(1) 申出NPO法人（特定非営利活動法人大阪府北部コミュニティカレッジ）に関する審議について（事務局）書類審査及び現地確認の結果、申出法人は全ての指定基準に適合している旨を説明。</p> <p>(全委員) 法人に確認したい内容を整理。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定・条例指定を取得する意義や目的</li> <li>・会計面に係る内部の体制や協働</li> <li>・人材の確保や多拠点での人繰り</li> <li>・広報紙の周知効果</li> </ul> <p>【法人入室 ヒアリング】</p> <p>出席者 特定非営利活動法人大阪府北部コミュニティカレッジ 理事長 猪谷氏 副理事長 北方氏・半崎氏・林氏</p> <p>(法人) 法人概要・事業概要の説明</p> <p>○ ここ数年はコロナ禍で活動があまりできていなかったが、昨年辺りから条例指定法人の要件の一つである「連携」という部分を意識して、いろいろな事業所等と協力して事業を行っている。特にキッズベンチャーの子ども企業体験を進める中で、学校に行くことができていない子どもが多いことを実感し、フリースクールの開校など、不登校の子どもへの支援にも取り組んでいる。</p> <p>(委員)</p> <p>○ 柔軟に活動を展開されていることが分かった。それでは、委員の皆様から質問をどうぞ。</p> <p>(委員)</p> <p>○ 寄附者の人数について、今回は更新申出であるが、今後も認定 NPO 法人や条例指定 NPO 法人であるために、どのように寄附者を増やしていきたいと考えているのか、また、寄附者の属性はど</p>	

のような方か。

(法人)

- シニアハウスの事業を行う団体と連携しており、そのつながりからも寄附をいただいている。今の寄附者はメンバーや参加者の方が多いが、企業や団体からも寄附を募れるように取り組みたいと考えている。

(委員)

- 手元の決算書の資料では、寄附金が463,000円であるが、寄附者は何人か。

(法人)

- 寄附者は117人である。

(委員)

- 大阪府からの資料では92人とあるが、相違の理由は。

(事務局)

- 条例指定法人の寄附者人数要件では、親族からの寄附を除くため、92人となっている。

(委員)

- 決算書を拝見すると、一般の法人程度に収入があり、普通会社であれば経理や営業等の担当が分かっているが、法人の組織体制はどのようになっているのか。

(法人)

- 経理担当は2人、事務担当は3人の体制である。その他、教室を開催する会場を各エリアで借りる担当が5人いる。会場によって予約できるタイミングが異なるため、大変である。

(委員)

- 教室の内容を企画するのも、会場を借りる担当の役割か。

(法人)

- 企画担当は別に存在し、クラスアドバイザー（CA）と呼ばれている。クラスの運営はCAが行い、1クラス40人の中に2、3人いる。受講生は平均74歳以上の高齢者であり、新規の方が集まりにくいいため、既存の方が6、7割になる。3割ぐらいが新規になるが、前回と異なる講義が必要となるため、講師を探さなければならない。

また、どういう講義にすれば受講生の気を引くか等、その辺をいろいろと考えないといけないため、その担当が多く必要になる。

(委員)

- 最終的に教室の内容を決定するのは、誰になるのか。

(法人)

- 最終的な判断は、17人の理事が行っている。

(委員)

- クラス運営には多くの人に関わっているが、支給されるのは交通費のみで、謝金は講師にのみ支払われているという理解でよいか。

(法人)

- そのとおりである。

(委員)

- 会計と事務の体制について、会計が2人で事務が3人おられるとのことであるが、役員の中でも監事の方はどういう専門性を持たれている方か。

(法人)

- 監事は2人おり、1人は経理が専門で、もう1人は実務を担当している。経理は元経理部長の方をお願いしており、別に公認会計士にもサポートしてもらっている。

(委員)

- 主たる事務所を含めて、6つ拠点があるが、それぞれの拠点はどのように使われているのか。

(法人)

- 各地域で後援名義の使用許可を受けるためには、住民であることが必要である。そのため、理事の拠点を従たる事務所とし、活動しており、それを含む地域で教室を開いている。

(委員)

- NPO法人に限らず、人材の確保に困っている団体が多い中、先ほどのお話では、活動は全てボランティアで行われており、諸謝金は講師にのみ支払われているということで、人を集める苦労や定着させる苦労があるかと思うが、その点について差し支えない範囲で教えていただきたい。

(法人)

- 1、2年程度受講した方の中から、クラスでお世話をする代表を決めている。そういった方に、理事がお願いするという形で順番に積み上げているため、今年卒業された方が来年はお世話をするというように循環している。一から新たに募集するのではなく、その教室を受けられた方が、クラスでお世話をする代表になっていただく。その方を決めるため、我々から来年お世話をしてくださいとお願いしている。今の時期から10月ぐらいにかけて、来年のお願いの面談を一生懸命している最中である。今年担当をされている方であっても、高齢であるので、病気になって役割を担うことが難しくなる方もおられる。

(委員)

- 広報でホームページ等を使われているが、活動を拝見すると、子どもと高齢者をメインターゲットにされているように感じる。ペーパーレスの時代になっている中で、広報紙がどれくらいの効果

があるか、手に取っていただく工夫、そういうものがあれば教えていただきたい。

また、今後、新規の方にも来ていただけるような、新しい広報の方策等があれば教えていただきたい。

(法人)

- 広報紙は、一般の方には配りにくく、ホームページに、広報紙を載せてアピールし、現在の受講生や同窓生に配って、受講していただける方に声掛けしてほしいというような形で使用している。

広報紙は年 2、3 回発行しているが、後援名義の使用許可をいただいていないため、どの市役所にも配架できない。このため、受講者の方をお願いして、友達を誘っていただくという形で、広報紙を配布している状況である。

Facebook 等を利用させていただいているが、多くの方に閲覧されているようであり、受講者の募集が始まる 10 月頃から閲覧数が、増えていくという状況である。

(委員)

- 二つ質問をさせていただきたい。

一つ目の質問は、事業収入が大きいことに対して、寄附金収入の割合は低く、認定や条例指定を受けるには手間暇をかけていると思うが、その手間暇をかけてまで認定や条例指定を受ける理由やその意味、期待を込められていることについて聞かせていただきたい。

(法人)

- 一つ目に、冒頭でお話ししたように、高齢者が高齢者を支えるようなプロジェクトでいろいろ活動しているが、その中でも子どもの健全育成に注力している。最近では、不登校の子が各市でも多い状況で、我々高齢者が子どもたちを支えることで、高齢者も元気になるようにしていきたい。収益事業ではないが、そこにお金をかけていきたいということもあり、「NPO 法人つながるいのち」と協働して、一緒にフリースクール事業に取り組んでいる。

もう一点、今年 2 月に「とよなか起業・チャレンジセンター」「NPO 法人つながるいのち」と当法人の 3 団体で、高校生のひきこもり未然防止の事業の公募に参加した。これは、中学生までは学校等からの支援があるが、高校生は義務教育ではないため、誰にも関わらずにひきこもりに陥りやすい状況にあり、これを防止すべく豊中市が取り組もうとしている事業である。2 月に公募のプレゼンを行ったが、残念ながら今回は取れなかったため、来年もう一度チャレンジしようと考えているため、活動資金が必要である。

- 二つ目に、自前の施設がなく、教室で使用する公共施設の予約を 3、4 ヶ月前に予約する必要があるが、自前の施設を持つためにも、そちらに投資したいと考え、事業を進めている。
- 三つ目に、新たな受講者を募るために多くの高齢者に募集要項を見ていただく必要があるが、各市役所や公民館、図書館等の目に付くところに置いてもらうには、後援名義が必要である。また、事業を継続するためにはある程度の利益が必要であるが、利益が出ると後援名義の使用許可を受けられないと市から言われたこともある。認定や条例指定を受けることにより、後援名義の使用許可申請を行いやすくなるということもあり、受けておきたいと考えている。

(委員)

- 二つ目は、行政とどういう協働の関係を作っており、また、これからどのような関係を作っていきたいと考えているのか。

(法人)

- 北摂の各地域で実施されている様々な行事に参加している。例えば、茨木市であれば、ローズWAMまつりに参加し、地域と連携している。行政とは、先ほどの高校生のひきこもり未然防止に関する事業の件について、行政から案内してもらう等でつながりがある。

(委員)

- 後援名義申請の件では、大阪府として考えていくべき課題も含まれているようなやり取りだった。円滑な事業推進でつながるような環境作りは我々も考えていきたい。

#### 【法人退室、委員審議】

(委員)

- 事務局からの報告と、ヒアリング結果を踏まえ、ご意見を頂きたい。

(全委員)

- なし

(委員)

- 本件は基準を満たしているということでご異議はない、ということでよろしいか。

(全委員)

- 異議なし。

(委員)

- 審議の結果、申出NPO法人については、「大阪府地方税法第三十七条の二第一項第四号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定めるための手続等に関する条例」基準に適合すると認めるのが相当であるとの答申を作成し、大阪府知事に提出してよろしいか。

(全委員)

- 異議なし。

(2)「4号指定制度」の広報について

「4号指定制度」の広報として、寄附者向けのチラシ案についてご意見を頂戴した。

(3) その他

(事務局) 今後の審議会のスケジュールについて、説明。

(委員)

- 法人からのヒアリングの中で気になったことがある。具体的に市町村名は出されていなかったが、NPO法人が参加費収入を得て、事業を開催していることに対して、「収益事業であるから後援名義は出せない」というやり取りがあったとの説明があった。

これは、NPOに関する理解が乏しいことの表れであり、企業が行う収益事業と特定非営利活動法人が特定非営利活動として行われている事業とが区別されないままに、そうした判断をされているのだと思う。この問題は、法人側が努力する話というよりも、行政の担当者が正しい理解と態度でもってNPO法人の申請を受け付け、行政としての対応をされるべきである。大阪府においても、府下の市町村に対して、NPO法人制度についての更なる理解を深める働きかけを是非お願いしたい。今日のヒアリングの流れの中で出てきた課題だと思われるので、ご検討いただきたい。

(委員)

- 本日の審議会は、これをもって閉会する。